

農薬による被害発生実態調査要領

(昭和58年12月23日 制定)
(昭和61年 4月 1日 一部改正)
(平成 9年 3月 5日 一部改正)
(平成11年 5月 7日 一部改正)
(平成13年 4月 1日 一部改正)
(平成14年 4月 1日 一部改正)
(平成18年 4月 1日 一部改正)
(平成19年 4月 1日 一部改正)
(平成20年 4月 1日 一部改正)
(平成21年 4月 1日 一部改正)
(平成25年 4月 1日 一部改正)
(平成26年 4月 1日 一部改正)
(平成27年 4月 1日 一部改正)
(平成30年 5月23日 一部改正)
(平成31年 1月 9日 一部改正)

1 目的

農薬による人畜，農作物などの被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し，その原因の究明と農薬による被害防止に資するため，農薬による被害発生実態調査を実施する。

2 調査方法

(1) 農林水産局長は，県内において農薬による人畜等の被害が発生したときは，市町長から，別記様式によって速やかに農薬による被害発生実態報告を求める。

(2) 市町長は，農業技術課，農業技術指導所，畜産事務所・家畜保健衛生所及び保健所（以下「県関係機関」という。）と連携を密にして，これら県関係機関が農薬による被害の発生を確認したときは，速やかに市町長に連絡するよう協力を要請する。

ただし，農薬取締法第29条第1項及び第3項の権限を有していない市町にあっては，農業技術課が，農業技術指導所，畜産事務所・家畜保健衛生所及び保健所（以下「関係機関」という。）と連携を密にして，これら関係機関が農薬による被害の発生を確認したときは，速やかに農業技術課に連絡するよう協力を要請する。

(3) 市町長は，上記（1）及び（2）によって収集した被害実態並びに必要なに応じて適宜現地調査した結果を，別記様式によって速やかに農林水産局長に報告する。

ただし，農薬取締法第29条第1項及び第3項の権限を有していない市町にあっては，農業技術課が，上記（1）及び（2）によって収集した被害実態並びに必要なに応じて適宜現地調査した結果を，別記様式によって取りまとめる。

3 調査結果の活用

県は，調査結果を分析して農薬による被害発生の原因の究明を図り，農薬による

被害の未然防止に努める。

4 その他

水質汚濁性農薬等被害防止対策実施要領（昭和46年6月17日制定）の5に定める被害報告及び広島県無人航空機利用技術指導要領（平成28年5月20日制定）の第3の9に定める事故報告は、この報告から除く。

(別記様式)

農薬による被害発生実態報告

平成 年 月 日

農林水産局長様
(農業技術課)

(市町長名) 印

項目		内容				
①発生年月日		平成 年 月 日 時頃 (天候:)				
②発生場所						
③被害対象	中毒事故 (自殺・他殺を除く)	氏名	年令	性別	職業	作業の態様
	その他					
④農薬名		商品名(剤型)	一般名(成分)	毒性	魚毒性	使用時濃度
⑤発生時の状況						
⑥症状						
⑦処置						
⑧中毒・被害程度						
備考						

(記 載 上 の 注 意)

- 1 この報告書には、農薬による被害（自殺及び他殺事故については除く）のすべてを記載する。
- 2 ③の被害対象欄の中毒者が多数に上る場合は、備考欄もしくは、別紙にその旨を記入する。農作物、家畜などの被害は、その他の欄にそれぞれ作物名、家畜名などを記入する。
- 3 ④の農薬名欄には、因果関係が明確ではない場合も、原因とみなされる農薬名を記入し、その旨を備考欄に記入する。
- 4 ⑤の発生時の状況欄には、被害発生時の農薬取扱い状況（使用量、散布面積、取扱い量など）を記入する。また、中毒事故にあつては、防除方式、服装、取扱い時間、体調などを、農作物、家畜などの被害の場合は、被害原因とみられる気象、地形などをそれぞれ記入する。
- 5 ⑥の症状欄には、めまい、けいれん、嘔吐、腹痛などの中毒症状を、また、農作物、家畜などは、枯死、落葉、へい死などを記入する。
- 6 ⑦の処置欄には、医師の手当（薬剤投与、方法）について、その他事故にあつては、処置した具体的事項について記入する。
- 7 ⑧の中毒・被害程度欄には、中毒事故にあつては死亡、重、中、軽等の症状を、医師の診断によって記入する。また、医師の診断によらない場合は、その旨を記入する。

農作物の薬害は被害面積、被害程度、被害量、被害額を、家畜へい死などは被害数量、被害額をそれぞれ記入する。